

本ファイルは 能富信留／溝口孝司編 『空間へのパースペクティブ』
(九州大学出版会、1999.3) 215-243 頁 に掲載させていただいた拙稿
の草稿段階のものです。公表に当たり若干の修正を加えていますので、
本草稿の無断引用はご遠慮下さい。引用される場合は、公表版の方か
らお願いします。

『空間の秩序づけ』--Raumordnung 概念をめぐる

九州大学法学部 角松生史

I はじめに

1965年、西ドイツ(当時)で、連邦法として“Raumordnungsgesetz”(国土整備法)という名前の法律が制定された。同法は市町村の計画とは区別された広域計画についての制度的枠組を定めたものである。ここで用いられている“Raumordnung”という概念は、一般に「国土整備」と訳され、連邦憲法裁判所によって「空間についての包括的かつ上位の計画および秩序づけ」と定義されている(BVerfGE 3, 425)。しかし、Raum=空間という語に「それ自体として『国家的に総括される空間としての国土』の含意があるわけではない」(1)(原田他 1993:42)。それなのに、なぜ、どのような意味でそれが「国家」と関連づけられるのであろうか。

本稿は、国土整備法制定に至るまでのドイツ Raumordnung 概念の歴史的沿革とそれをめぐる議論を紹介・分析する。その際、必ずしも国土整備ないし広域計画に直接関係しない議論も、そこで“Raum”あるいは“Raumordnung”という概念が使われていることに着目し、分析の対象に加える。具体的には、Raumordnung 概念が初めて法令に登場したナチス政権期の国土整備諸法令から出発して(II(a))、それに関するヴィアッカーの議論(II(b))を検討する。ついで、直接国土整備にかかわるものではないが、二つの空間=“Raum”を議論の出発点とするフォルストホフの「現存在配慮」論を分析する(III)。その師、カール・シュミットの「広域秩序」論の考察がこれに続く(IV)。以上を踏まえて、連邦国土整備法とその基軸である「中心地構想」を検討し(V)、最後に若干の展望(VI)を示すこととする。

II ナチス期国土整備諸法令とヴィアッカー

(a) 国土整備諸法令(1935-36年)

法律用語としての“Raumordnung”概念の沿革は、ナチス政権期の1935-36年に発せられた国土整備諸法令に求められる。ナチス体制の下では、例えば、農地の意義がイデオロギ一的に強調される一方、軍事やアウトバーンなど非農業的な土地利用の需要もまた増大した。その結果生じる諸部門間の対立に対して政権は、既存の行政機構で対処するのではなく、新たな官署を設立することによって調整しようとした。その結果制定されたのが、1935年3月29日の「公共の土地需要の規整に関する法律」(RGBI I, S. 468)(以下、土地規整法)

である。同法の序文は、「土地と大地は、民族とライヒ（参照、後注(3)）の基盤である。」とした上で、「ドイツ空間の合理的な形成を確保し、公の手の目的に必要とされる土地需要を統一的観点から包括する」ことが同法制定の目的だとする。

同法1条は、上記の目的のため、ライヒ宰相直属機関たる官署を設立したが、同官署は1935年6月26日の総統布告(RGBI I, S. 793)により「国土整備 (Raumordnung) のためのライヒ官署」(以下、国土整備庁)と命名される。これが一般に、法律用語として Raumordnung 概念が用いられた最初であるとされている。

国土整備庁の権限については、土地規整法の規定と総統布告の規定で相違が見られる。前者は公共目的の土地需要について、主管官庁が国土整備庁に対して報告義務を有すること、国土整備庁はそれに対して異議申立権を有していることを定めるにとどまり、少なくとも明文上は消極的な権限であった。しかし後者は、「全ライヒ領域について、ドイツ空間の包括的かつ上位の計画・秩序付け」を国土整備庁が行うものとする。広域計画の制定という積極的・形成的な任務にまで、同庁の任務が拡大されたのである。このことは、矛盾する要請を調整するためには、広域的計画の制定がそもそも必須だったのだと説明される(Umlauf 1958:83-84)。

広域計画を定めようとする動きそれ自体は、ナチス期に端を発したものではない。1911年の大ベルリン目的組合、1920年のルール石炭区定住組合は、広域的市町村連合に一定の市町村権限を移管する試みであった。また、20年代には各地で自治的な州計画団体が設立され、名称や法的性質の違いこそあれ、総合的な計画が策定されていた(Umlauf 1958:66; 藤田 1988:44, 原田他 1993:43)。そのような背景の下で、1936年2月15日の「ライヒ及び地域(旧ラントー引用者注)計画実施のための第一次令」(RGBI 1936 I, S. 104)は、「計画官庁」と「計画共同体」の二元的な仕組みによって国土整備を組織化することを試みる。当時連邦制は既に廃止され、旧ラントは「ライヒ代官区」と呼ばれていたが、同令によると、全ドイツがそのライヒ代官区を基本とする「計画地域」に区分され、代官等がそれぞれの「計画官庁」となる。そして、各計画地域ごとに、自治体、国家官庁、職業団体、学術団体などを構成員とする「地域的計画共同体」が設立される。地域的計画共同体の権限は、ライヒ・地域計画のための「計画準備作業」＝「計画地域の現状について報告し、関係官署と共同で、空間の将来的、形成的な総合計画」を作成することである。つまり、このシステムは、自治的な計画団体を母胎とする計画共同体の活動を一定程度評価し、それを組織化した上で計画官庁による中央集権的監督の下におき、全ドイツ的な一体化を図ろうとするものであったと言える。

組織だけでなく計画の内容面についても、同令は、計画共同体は「空間の最も合目的な利用...より小さい空間がより大きい空間に、個別計画がライヒ・地域計画に適合すること」を目標にしなければならないとし、「上から下へ」の適合原理を定めていた。後に見る連邦国土整備法の「対流原則」とは対照的である。

学問研究の面での組織化・制度化も進められた。1935年12月16日に、国土整備庁長官

と学問・教育・民族教養大臣との間で協定が締結され、「ラウム研究のためのライヒ共同研究チーム」が設立される。それは学際的な団体として、「自治」の下にラウム研究を進めることを標榜し、「ラウム研究と国土整備」という雑誌を発行することとなった。また、各大学にもそれぞれラウム研究チームが組織化された。(Rössler 1987:177-182; Umlauf 1958:87)

(b) 多様性と一体性—ヴィアッカーの場合

戦後私法学の泰斗フランツ・ヴィアッカーは、1938年に著された『土地法』で、上記の国土整備諸法令を「個別の地片(Grundstück)の背後に、総体的土地空間(Bodenraum)を再び見てとる」画期的なものとして位置づけた。「個別の地片の多様性を超えて、空間総体が意味を持った構造とみなされる。その中でさまざまな空間機能(農林業的利用、国防、産業施設、居住空間、交通路、休養地)を調整され、空間利用があらゆる領域の民族生活を最大限に高揚させることが可能になるのである。」(Wieacker 1938:26, 33)

彼が強調する「地片」と「空間」の区別については、幾分説明が必要であろう。「地片」とは私的所有権の対象として個別化された不動産である(原田他 1993:33)が、ヴィアッカーの説明によれば、土地空間を(土地台帳等の利用により)技術的に分割することによって、地片が初めて生じる(Wieacker 1938:40)。土地空間総体は常に一体として民族生活の基盤となるものである。しかし共同体的利用計画が必須である農業的土地利用と異なり、都市的土地利用では拘束を緩め、空間の一部分を独立の地片として自由な取引の対象とすることが許される。しかし残念なことに、農民解放は身分的領主的拘束から農地を解放しただけでなく、土地利用共同体から農地を引き裂いてしまった。そのため、都市的土地取引が「農民的空間」までも支配してしまう。ドイツ民法が農民的土地利用と都市的土地利用を区別していないのはその現れである。そこで今日必要なのは、土地が「民族共同体の歴史的・経済的運命の舞台であり担い手である」という認識に立った上で、土地法の基礎に統一的土地制度(Bodenverfassung)を据えることである。私有財産としての地片も、第一義的には民族総体の生活と任務に捧げられるべきものである。ナチス政権による世襲農場法や国土整備諸法令の制定はその方向への一歩であるとされる(Wieacker 1938:8-10)。「ドイツの全空間を、空間固有の一体的観点に即して隅々まで秩序付ける」(Wieacker 1942:9)ための統一的計画の必要性を彼は強調するのである。

ここでしばしば登場する「一体性」ないし「統一性」と、それらに対比される「多様性」がヴィアッカーにとってのキーワードだと考えられよう。地片は本来連続している一体としての土地空間を技術的に分割することによって生み出されるものと考えられた。そこで生じる個別地片の多様性を一応は認めたと例えれば土地国有化などの発想は論者にはない、失われた統一性を回復していこうという、言ってみれば墮落論的なモチーフをここで読みとることができる。その際、かつて存在したとされる、また今日目指されるべき「一体性」は、決して抽象的なものではない。「ドイツ土地空間総体」の範囲が一埋立て等による土地の増加や、領土の得喪を度外視すれば(土地の「相対的」増加不可能性(Wieacker

1942:18))—一定である以上、その「一体性」はあくまで実体的に保障されている。このような観点からは当然、土地を「民族とライヒの基礎」と宣言し、「ドイツ空間の合理的形成」をうたう土地規整法の序文は高く評価される。

このような「一体性」の達成の前提となるのが、第一に、所有権概念の転換である。「地片に対する特殊所有権は、もはや原則的には無制限で法律によってのみ制限されうるところの土地の一片についての始源的支配権といったようなものではなく、諸権限と義務とを伴った土地に関する民族同胞の法的地位...となる。土地所有はもはや個人主義的所有権ではなく、共同体及び義務と結びついた特殊所有である...新たな土地所有は、恣意的な干渉可能性によって制限されるのではなく、土地空間の民族総体的・職業的任務によって内容的に規定されているのである。(Wieacker 1938:26)」と彼は述べる。

第二に、個別行政課題の多様性の克服である。ヴィアッカーによれば、ナチス政権は新たな任務—軍事、アウトバーン、植民等—のため、収用による土地獲得を一層必要としている。行政各部門が多様な利害を有すると、しばしば相互の調整と全体秩序への配慮が行われないことがある(Wieacker 1942:16-17)そのため、「さまざまな実質的観点からなされる土地への要求全てを計画し調整することが必要とされている」とされる。(Wieacker 1938:31)。上に見た土地規整法の立法経緯は、このように理論化されたのである。

最後に、地域の多様性も乗り越えられる。上にみたように、国土整備諸法令は、従来専ら計画共同体等の自治行政として行われてきた任務について、その権限をライヒ官署へと移行させるものであった。しかしヴィアッカーにとって、それは単なる権限の移行ではない。「一体的な空間の根本的編成が初めて課題とされた。..... 諸々の地域的な計画区域は、全ドイツ空間の一体性へと組み合わされるのである」(Wieacker 1938:32-33)。

しかしここで、ヴィアッカーの「一体性」が、上から下へ、中心から周縁への一方通行でないことには注意が必要である。「一体的指導」は、「地域的及び職業身分的自治体の協働による、地域的・事項的分権」の下になされるものとされる。彼は、国土整備諸法令の定める仕組みが、(i)「地域的経済空間」に関係する諸官庁の水平的協働(ii)具体的空間構造を調査するための市町村の協働を要求すること を強調するのである(Wieacker 1938:32)。上でみたように、国土整備諸法令には、従来からあった自治的な地域的計画共同体の組織化という側面と、それをライヒ官署の監督下におく「上から」の側面とがあったのであるが、ヴィアッカーの議論は前者の側面をより強調するものである。このような構想は、ナチス体制に見られた職業身分制イデオロギーとの関連も含め、注目に値する。

III 「被支配空間」と「活動空間」—フォルストホフの「現存在配慮」

(a) 二つの空間

戦後公法学の大立者公法学者エルンスト・フォルストホフは、1938年の著作『給付主体としての行政』で「現存在配慮」概念を提示した。その後公法学会にとどまらず広く人口に膾炙することとなったこの概念であるが、その出発点は二つの「空間」概念にあった。

フォルストホフの出発点は、「人間がその中で現存在を送る」ところの生活空間の分析である。彼によれば、そのような生活空間は、「活動空間」(effektiver Raum)と「被支配空間」(beherrschender Raum)に分けることができる。「被支配空間」とは、「その人間に集中的に帰属するため、彼のみにも属している、彼の所有物とみなすことが許されるような空間、彼をその主人と呼ぶことが許されるような空間」(2)とされる。これに対して「活動空間」とは、「生活がそのなかで実際に行われている空間」であり、それは被支配空間を超えて存するものである。19・20世紀の産業技術の発展により両者の関係は変容する。交通手段の充実によって活動空間が異常に拡大した一方で、被支配空間は大きく縮小し、広範な社会層にとってそれは全く消失した。「フラット、家具付きの居室、簡易宿泊所などが屋敷にとってかわる。都市の生活、特に大都市生活は、被支配空間の狭隘化が極限にまで達したことを示している。それに替えて、現代の技術手段は、いわゆる広域的生活様式の可能性を提供している。現代の人間は、その固有の被支配生活空間の断念と引き替えに、その生活諸関係を空間的に拡大し、離隔を克服することができたのである。」

さて、被支配空間は、人間に、その生活の安定の基盤となる生活財を供給している。もちろん人間は自給自足は不可能であり、自らの物の利用によってだけでなく配分(Appropriation(ヴェーバー))によって生活財を得ることを余儀なくされるのであるが、被支配空間が狭隘化し活動空間の拡張した分だけ、配分の必要性が拡大したことになる。かかる必要を充足するために執り行われる施配(Veranstaltung)を彼は「現存在配慮」(Daseinsvorsorge) (2)と呼び、さらに「現代の大衆的生活様式において生活必需的に依存しているところの供給の提供」と言い換えている。ここでいう「配慮」とは一般的な事前の配慮であり、個別的窮境に対応するための扶助(Fürsorge)とは区別される。具体的には水道、ガス、電力等の供給をさすのはもちろん、郵便、電話、電信、公衆衛生、高齢・障害・疾病・失業施策も含まれるとされる。(Forsthoff 1938:5-7(1959:25-28))

(b) 供給の受け手としての人間

ここでまず重要なのは、「現存在配慮」論が各個の人間(Der einzelne Mensch)の生活空間から議論を始めていることである。給付行政に対して各人が得る持分(Teilhabe)を法的に保障することの重要性をフォルストホフは強調する。(Forsthoff 1938:38(1959:35))しかし彼は、「個人主義」(Individualismus)からは明確に距離をおく。ナチス政権とフォルストホフの関係については議論があるが(参照、Scheidemann 1991:148-158)、少なくとも体制のアウトサイダーとは言い難かった彼にとって、それは到底とれない立場であった。彼によれば、現存在配慮の制度にその実存を委ね、それを無批判に信頼するのが現代の人間の心理であり、「保障されているという感覚」がなければパニックを引き起こすおそれがある。特に大戦後の生活リスクの増大に鑑みれば、パニック防止のために持分を保障することは重要である。今日の人間の心理的な負荷限界に照らして、各人にどの程度まで生活リスクを負担させることができるかを考察することは、「冷静な、現実に即した考察であつ

て、克服された個人主義や自由主義とは関係がない」というのが彼の論旨である。(Forsthoff 1938:17-19(1959 不再録))

そして論者が最も注目するのは、生活財の供給の受け手としての人間である。「現存在配慮」の特質にふさわしい法規制として、フォルストホフは1935年のエネルギー経済法(RGBI I, S. 1451)を挙げている。これは、私企業と公営企業の混合体制として発展してきたドイツのエネルギー産業に対し初めて全ドイツ的法規制を及ぼしたものであり、1998年法で廃止される(BGBI I, S. 730)まで基本的には効力を有していた法律である。同法1条は「ドイツエネルギー経済」全体をライヒ経済相の監督の下におくことを宣言する。その上で、規制対象とされる「エネルギー供給企業」の概念について、その法的形式・所有関係を問わないことが明言されている。(2条2項)フォルストホフはこの点を、「統一的素材として、統一的理論をもって」エネルギー供給をとらえるものとして、高く評価する。また同法が定める規制のうちで、フォルストホフが「特別の重要性」を認めるのはエネルギー価格に関してライヒ経済相が一般的規則あるいは個別的指示を行うことを認める7条である。その背景として、同法理由書に述べられている次のような認識を彼は重視する。「立法者は、一般的な接続・供給義務を形式的に規定することだけで満足することはできない。立法者は、供給条件に実質的にも影響を及ぼすことができなければならない。それは、消費者を志向した供給条件を定めることで、供給義務の観念が実質化されるように配慮(Sorge)をするためである。一般的な供給条件の利用を余儀なくされる消費者は、圧倒的に多くの場合、供給独占体と対峙している。事業者の経済的地位の乱用から彼らは保護されねばならない」。ここで何よりも重視されているのは、供給を受ける消費者の地位なのである(Forsthoff 1938:33-36(1959 不再録))。

(c) 国家・計画の「合理性」

供給の相手方としての各個の人間に対応するものとして、フォルストホフの議論で重視されているのは供給の主体としての国家である。彼は、上で見た現存在配慮の上位概念として、配分を充足する責任＝「現存在責任」を観念するのだが、それは生活財の供給のみならず、適正な労使関係や経済過程のコントロールも含めた概念である。そしてその現存在責任は、かつては個人に帰され、ついで社会諸団体の連帯(労働運動等)に委ねられていたとされる。しかし、今日ではそれは克服され、政治権力の担い手、従って国家と党が現存在責任の主体であるというのである。ここでは国家と党が並列におかれているが、重点は前者にある。論者によれば、現存在配慮の任務は、好むと好まざるとに関わらず、合理的な規則によって機能する合理的な組織を必要とする。「あらゆる現代国家は、たとえその体制が劣ったものであり、それに対する闘争が正当なものであったとしても、それが現存在配慮を供給しているが故に、民族の生活の基礎を脅かすことなしにそれを組織として覆滅することはできないのである」カッパー揆が失敗した理由、ナチス革命をはじめ今日の革命が「合法的」なものでしかあり得ない理由、その「空虚さ」にも関わらず「合法性」

がきわめて大きい実践的意義を保有する理由はそこにあるとされる。(Forsthoff 1938:6-10(1959:26-30))

このような「合理性」重視の観点を、フォルストホフは「計画」の意義と関連づける。上記の『給付主体としての行政』では、国土整備計画について論じられてはいない。しかし、その前年の小論で、これも国土整備計画プロパーではなく計画一般についてではあるが、彼はそれを政治あるいは人間の優位を実現する手段として位置づけている。市民的法治国は、人間の代わりに規範を支配させ（国家の非人格化）、経済と技術を個人の活動に委ねていたため、計画を利用する能力がない国家であった。国民社会主義国家の建設により、経済に対する政治の優位が実現される。経済と技術の領域におけるその活動形式が計画であり、それにより技術者の合理性を確保することができる。しかしもちろん政治的指導の優位は前提であり、「自らのエートスと世界観を、冷静な合理性へと転換できる政治的人間にこそ、計画は属するものである」(Forsthoff 1937:48-49)と彼は述べる。「人間の優位の回復」というモチーフは、『給付主体としての行政』でも共通している。ここでは市民的法治国における規範（法律＝法則）と経済法則の支配が「事物に対する人間の敗北」と位置づけられる。これに対して、共同体思想は、人間の優位の回復を戦いとうとする。彼にとって、現存在配慮の領域は、人間と事物とのこの闘争が行われる空間に他ならないのである。(Forsthoff 1938:16-17)もっとも彼にとって、この「人間」が決して「個人」ではないことは先に述べた通りである。

IV 「具体的空間秩序」—カール・シュミットの場合

(a) 「広域理論」

上記のフォルストホフの師にあたるカール・シュミットは、1939年の『域外列強の干渉禁止を伴う国際法的広域秩序—国際法におけるライヒ概念への寄与』で、以下のような「広域理論」を展開した。従来の国際法は、主権国家概念によって「国家間的思惟」として規定されてきた。しかし国家概念は、今日もはや、「空間秩序」(Raumordnung)の保障という国際法の根本機能を果たし得ない。「空虚な法律・条約実証主義」は、空間秩序の観点からはナンセンスなヴェルサイユ体制の現状の正当化に奉仕するものである。それにとってかわるべき新たな空間秩序は、「広域秩序」(Großraumordnung)である。広域秩序の範型は、米州諸国の独立・非植民地化・米州外列強の不干渉が宣言された、1823年のモンロー主義である。それがアメリカ大陸という具体的空間と結びついていること、さらに君主制的王朝的正統性原理に反対するという特定の政治理念と結合していることが重要である。真の広域原理とは、「政治的に覚醒した国民と政治理念と、政治的にこの理念に支配され、外からの干渉を排除する広域の結合」(Schmitt 1995:283(邦訳101))である。

他方、西欧民主主義諸国は、国際法を非国家的非民族的な普遍主義的世界法（その典型が国際連盟である）へ移行させようとしている。モンロー主義も「アングロサクソンの世界体制の経済帝国主義」的な解釈変更が行われ、不干渉という国際法的広域原理から、「人

道的口実の下に全てに介入する帝国主義的な言わば汎干渉主義的世界イデオロギー」へと変質させられた。例えば「海洋の自由」が世界通商のための交通路の保障という大英帝国の利益と結びついていたように、「自由主義的＝人道的＝普遍的表現の背後には常に、地理的に関連性を有しない世界帝国の特殊な形態の利害を、普遍主義的一般法概念へと駆り立てる特殊な固有の脈絡を認めることができる」(Schmitt 1995:285-291 (邦訳 104-111)) このような普遍主義に対抗するものとして、主権国家に変わって「広域」と結びついたライヒこそが国際法の担い手かつ形成者となるべきである。ライヒとは、「その政治理念が特定の広域内に行きわたり、かつこの広域のために外域列強の干渉を基本的に排除する指導的・保障的強国」(Schmitt 1995:285-291, 296 (邦訳 104-111, 118)) (3) であり、本質的に民族的に規定されている非普遍主義的概念である。

(b) 具体的秩序

さて、第二次大戦勃発直前の講演に基づく同書は、「中欧及び東欧」におけるドイツのヘゲモニーという国際政治上アクチュアルなテーマに関連し、きわめて時事的なものであった(4)が、グローバリゼーションとリージョナリゼーションの諸課題に直面している今日の我々からみても、興味深い内容を含んでいる。ここで確認すべきことは、まず、この講演のシュミットが、国家の相対化を主張していることである。これは、初期シュミットがあくまで近代主権国家に定位していたことと対照的であり、両者の関係をどのように説明するかが問題となってくるだろう(参照、和仁 1990:379)。

第2に、「具体的秩序」論との関連が重要である。上記講演で「広域」は「具体的な空間秩序」(konkrete Raumordnung=「国土整備」と同じ語である)の問題として捉えられている。シュミットは1934年の『法学的思考の三類型』(Schmitt 1934)で、法学上の「究極の観念」は必ず規範、決断、具体的秩序のいずれか一つであると主張し、最後者に依拠した上で、規範主義及び法律実証主義(決断思考と規範思考の独特の仕方での組み合わせ)を厳しく批判した。この論理は、「広域理論」における法律・条約実証主義及び普遍主義に対する批判にも流れ込んでいる。広域による「空間秩序」は少なくとも次の3点において「具体的秩序」でなければならないと考えられている。(i)「普遍主義」との対立において、広域が空間的、属地的に規定されていること。(ii)境界を伴った各広域へと「地球を有意義に分割」し、不干渉原則を確立することによって秩序が維持されなければならない。言い換えれば、主体がアプリアリに存在してその相互間の関係を秩序づけようという発想がとられているのではない。秩序を安定させうるものであるかどうかという観点から地球全体が分割されることによって、主体の具体的範囲・境界も定まってくるのである。(iii)分割の外枠のみならず、その内実も「具体的秩序」を形成しうるものでなければならない。国際法の担い手となるためには、自覚的規律、高度の組織、現代的国家装置を形成し確保する能力などの「真正な秩序維持能力」が必要とされ、すべての民族がその能力検査に耐えることはできないとされる。イタリアによるエチオピア侵略を念頭において彼は、「1936

年春には、アビシニアが国家ではないことが明らかになった」と彼は言うのである。
(Schmitt 1995:284, 295-306(邦訳 103, 118-132))

第3に、「広域」という語の出発点が広域経済に求められていることが興味深い(注6)。「広域経済」概念は第一次大戦後用いられるようになったものであるが、その際決定的であったのは電気・ガスなどのエネルギー経済の形成である。特に1924/25年以降、広範な電気・ガス導管網と「複合経済」により小空間的分離・孤立が克服されたことを彼は重視する。言うまでもないが、エネルギー経済に注目している点は、先に見たフォルストホフと共通している。しかしフォルストホフの議論が国家ないし行政の責任および活動(現存在責任・現存在配慮)を強調する点に力点をおいていたのに対し、シュミットは、大規模ネットワーク化による小空間の克服、ネットワーク形成のありかたそれ自体に専ら着目している。「経済的広域形成は、電力経済の場合においてしばしばそうだったように、下から上に生じることもある。小空間的地域が多かれ少なかれ『組織的』により大きい複合体に結合することによって。しかしまた、経済的広域形成は、遠距離ガス供給...の場合に当てはまるように、最初から大規模空間として計画されることによってなされることもある。その場合、小規模の網があとで広域網に接続されるのである」エネルギー経済に対する国家の役割を強調するよりもむしろ、「国家の無力状態の時期において、普遍的意義を持つ組織過程が進行した」(Schmitt 1995:271-272 邦訳 88-89)ことが強調されているのである。

(c) 空間観念の変容

前述の『国際法的広域秩序』第4版(1941年)においては、「法学上の空間概念」と題される終章が付け加えられた(Schmitt 1995:314-320(邦訳 141-150))。そこで主張されているのは、空間についての従来理解＝「空虚な平面と高低の次元」が「広域」概念によって「意味領域」の変化を受けるということである。「まさに従来空間概念の単なる数学的＝物理的＝自然科学的中立性こそ、克服されなければならない」。法学における通説的「空間理論」はこのような空虚な空間を前提とし、具体的秩序を顧慮していない、例えば「家屋敷」は単なる「土地台帳」に、「国家領域」は単なる「統治・行政区域」に転化させられるというのが批判の趣旨である。

シュミットは通説的「空間理論」の成立要因として以下の4点を挙げる。(i)その政治的・論争的性格、即ち家産的・封建的観念と近代立憲国家的観念の対立。公法と私法の分離、統治権(Imperium)と所有権(Dominium)の分離に空間理論は基礎をおいている。その結果、私法においては、「全ての土地所有権が『地片』に対する所有権となることにより、具体的空間観念は排除された」というのである。(ii)バロック的再現的(repräsentativ)観念(参照、和仁1990:171、Habermas 1996:58-67(邦訳 15-23))によって「民族の大地は一種の劇場舞台と考えられた」ことの影響。(iii)法学以外の分野でも空虚な空間という「実証主義自然科学的観念」が支配的であったこと。「感覚的認識の客体たる有体物で充たされた空虚な空間」という観念は16, 17世紀の科学革命以来のものであり、カント哲学でその頂点に

達するが、それによれば空間は認識の範疇的形式に過ぎず、それ固有の意味を持たない。このことが、国家の支配権を属人的に理解しその属地的性格を否定することにつながっているとされる。(iv)最後に挙げられるのは、「ユダヤ人の影響」である。ロージン、ラーバント、イエリネック、ナヴィアスキー、ケルゼン、ジンメルらを挙げ、彼らが「一致して」空虚な空間観念の展開を押し進めている、それは「自らの定住開拓の労苦によって形成された大地およびそれから生じる具体的な権力形態」がユダヤ人の精神には理解できないからだ、と論者は強弁するのである。

そしてシュミットによれば、近時の学問的發展は空間観念の変容をもたらしていると主張する。挙げられているのは「マックス・プランクの」量子力学と、ヴィクトール・フォン・ヴァイツゼッカーの『ゲシュタルトクライス』である。後者から彼は、生物学的認識によれば、空虚な空間の中で「運動」が行われるのではなく、逆に運動が時空間形成をもたらすこと、「世界が空間の中にあるのではなく、空間が世界の中に(in)、世界に即して(an)ある」ことを読みとる。「空間は活動圏へと転化する」とされる。(5)このような「空間」理解からすれば、時代と民族によって様々な空間観念がありうることになることとされ、ここで具体的秩序論との接合が図られる。「空間そのものはもちろん何ら具体的秩序ではない。しかしどの具体的秩序及び社会も固有の場所内容と空間内容を有している...いかなる法組織、いかなる制度も自己の空間思想を内に含んでおり、自己の内的な規準及び限界をも必然的に伴っている」と彼は述べる。

以上がシュミットの「広域秩序」と空間論の概要である。やや抽象化して言えば、彼の議論は、(i)全体(=地球)空間の分割に焦点を合わせ、相互間の秩序が保障されるような分割の単位を構想すると同時に、(ii)その単位の内的要素(国家装置と広域経済)による秩序保障にも着目している。彼の具体的秩序論はこの両側面を含んだものである。(iii)そしてさらに、議論を正当化するものとして近代的普遍空間への批判が引照され、空間や場所の意味性が強調されるのである。

『国際法的広域秩序』は、国土整備の問題を直接扱ってはいない。しかし、上の(ii)の側面はそれと関連する要素を含んでいる。「広域」概念が「広域経済」から出発していること、そしてそれが「質的一動的」な性質を有し、「今日の包括的傾向から生じたところの人間の計画、組織、活動の領域」(Schmitt 1995:237)だとされていることは、我々の議論とも密接な関連を有するものであろう。上記著書より以前であるが、ハンス・クッチャーは、シュミットの「具体的秩序」論を受け入れた上で、それと並んで「計画」を位置づけることが必要だと論ずる。「計画と秩序とは、異なった法則に服する。秩序は全て所与のものであり、計画とは常に定立され、その目的に沿って生活諸関係を規律しようとするものである」(Kutschner 1938:87)からである。しかしシュミットの議論では、具体的秩序形成の要因について、その自生的な要素と目的計画的要素とがおそらく意図的に曖昧にされているのではないか。上でみたエネルギー経済のネットワーク形成についての論述はその現れだと考えられる。

V 1965年国土整備法と中心地構想

(a) 連邦国土整備法

国土整備庁を初めとするナチス政権期の国土整備法体制は、戦争終結と共にいったん崩壊する。1935/36年の国土整備諸法令の法的効力も微妙な問題となる。しかしそれは、広域的国土計画の終わりを意味するものではなかった。1950年のノルトライン・ヴェストファーレン州を初めとして、各州は州計画法を制定する。また、連邦と各州は1957年に行政協定を締結し、協働を試みることになる。1965年に至り、連邦は枠組立法（それ自体は詳細に規律せず、各州の立法による具体化を予定する立法形式である）としての国土整備法を成立させる。

同法2条1項（制定当時、現2項）は国土整備の諸原則を定めるものであるが、その3号は、生活条件が立ち後れている地域及び農業地域について、住民にとって過大でない距離にある「中心地的意義を有する市町村」において、教育・文化・行政施設の整備が促進されるべきことを定めていた。(6)（参照原田他1993:80）同法を各州で具体化するための国土整備担当大臣会議の決議「中心地と関連領域」(1968. 2. 8 BT-Drucksache V/3958 S. 149)では、相互的依存関係にある多数の市町村からなる密接関連領域(Verflechtungsbereich)において、供給の核となるべきところが「中心地」とされ、国土整備計画において、上級中心地、中級中心地、下級中心地、小中心地が指定される。後二者は基本需要の供給機能、前二者はより高度のあるいは特化された需要に応える機能を有すべきものとされる。ここに示されているのが、ドイツ国土整備政策の基軸の一つである「中心地構想」(Zentrale-Orte Konzepte)であり、それはさまざまな偏差こそあれ、各州の立法と計画によって具体化されることになったのである（参照、大橋1993:304）。

(b) 中心地構想

この「中心地構想」とは、ヴァルター・クリスタラーの1933年の著書『南ドイツにおける諸中心地』(Christaller 1968)に由来するものである。同書はひとまず、地形・居住・交通構造を均質的と想定した平面の上での理論モデル（供給原理によるモデル）を措定する。(i)まず、特定財について、供給者の特定の立地点を中心とした円を商圈の上限として描くことができる。財の価格と輸送コストを所与とすると、円の半径は消費者行動によって規定される（到達範囲）。他方、商圈の下限は、採算がとれるために最小限の消費者数がある範囲であり、半径のより小さいもう一つの円として描かれることになる。(ii)ついで複数の立地点に位置する供給者による競争市場を想定すると、立地点相互の距離が上限の円の半径よりも大きい場合は、別の立地点に位置する参入者が登場する。他方その距離が下限の円の半径よりも小さい場合は、既存の立地点が淘汰される。このようにして均衡が達成されると、結局空間は六角形の蜂の巣状に完全に分割される。供給者はそれら各六角形の中心に集中する（中心地）。このようにして、その財についての全域的

供給が達成されるとともに、輸送コストは最低になる。(iii) 上述の円の半径（到達範囲）は、特定財について、その需要・輸送・生産諸条件によって規定される。例えば図書館の商圈はパン屋の商圈よりも広い。ここでそれぞれ商圈の広さを異にする複数財を考えると、まずその中で最大の商圈を有する財の供給者の立地点が決定される。その立地点が需要を誘引するから、より狭い商圈を有するの立地点は、まず上位商圈の立地点に求められ、その上でより小さい六角形による空間分割がなされることになる。つまり、中心地は、財の種類に応じた階層構造をなす。下級中心地は日用品のみを供給し、上級中心地は高級品、専門品も供給する。(Christaller 1968; Maier/Tödling 1995:145-150)

クリスターラーの中心地論は、もともと現状分析モデルとして提示されたものであるが、それによって最低の数の中心地による生活財の全域的な供給が達成される(Christaller 1968:77)と考えられていることから、現状分析モデルは容易に規範的要請(=中心地構想)に転化する。中心地構想に沿った居住・社会基盤整備を達成することが計画の課題として考えられるようになるのである。

さて、くりかえしになるが、中心地論の上記のモデルは均質空間上で展開されるものである。もちろん論者自身その一面性は承知の上であり、上記のモデルを「供給原理」に基づくものとした上で、交通や行政の実態に即した補正を試みる。しかしそれでも、この発想はテクノクラティックな方向にも展開されうる。例えば中心地論を「深化、展開させた」と評される(Wahl 1978:16)イズバリイは、近隣供給設備を集中させることと、就業場所を適切な所要時間内で配置することが「新たな空間単位」の形成の社会経済的条件であるとす。それにより、「自然空間と歴史によって規定されていた差異化」はその意義を失っていくと論ずるのである。(Isbary 1971:89)これは、中央集権的計画の至上化へもつながっていきうる議論であろう。しかし、実際にはそのような展開が貫徹されることはない。国土整備法1条4項(現3項)は、「部分空間の秩序づけは全体空間の秩序づけのなかにはめこまれるものです。全体空間の秩序づけは、部分空間の実態と諸要請とを考慮すべきものとする」(7)と定める。これを1936年の第一次令と比較すると、全体→部分という方向性だけでなく、部分→全体の方向性が同時に示されていることが見て取れる。この意味で、同条の規定は一般に「対流原則」と呼ばれる。また、ドイツの学説判例は、憲法上の保障を受ける自治体計画策定権限と広域計画との調整のため、さまざまな解釈技法を編み出してきたところである。特に問題になるのは、市町村の権限に属する建設管理計画と州計画との関係である(大橋 1993, 304)。

そもそも、国土整備法の制定当時、計画重視の発想には未だ根強い抵抗があった。同法制定に深く関与したエルンストは、国土整備が「計画経済とは全く関係がない」ことを強調する。国土整備計画は、企業の立地を直接指示することは決してなく、インフラ整備によって立地条件を整えるだけだから決して計画経済ではないというのがその論旨である(Ernst 1962:165)。「受け入れ計画」あるいは「提供型計画」としての自己理解に依拠する(参照、後述 頁)ことによって、計画への警戒論を切り抜けようとしたのである。

また、同法1条1項（制定当時）は、全ドイツ的に「共同体の中における人格の自由な発展にもっとも資するような」空間構造を実現することを同法の任務として掲げている。人格の自由な発展」とは、ボン基本法2条1項から引かれた概念であるが、これが同法の冒頭にもりこまれたのも、計画警戒論への対処と考えられる。前述のエルンストは、同条の理念を次のように説明する。「2条1項で保障されている人格の自由な発展という自由権の基本思想から出発した上で、今日全ての市民の生活がいかにさまざまかつ広範に、提供的・事前配慮的(vorsorgende)行政の領域における公の手の活動に依存しているかをみてとるならば、国家はこのような行政領域で、人格の自由な発展のための空間的環境の最適条件を創出すべく義務づけられているとしか言えないであろう。」例えば仮に公の手が学校を提供していないとしたら、「人格の自由な発展の権利に何の実際的価値があろう。……この時代において、基本権を危険にさらすのは、憲法上保障された権利への国家の直接の侵害であるよりもむしろ、憲法上要請される施策を行わないことなのである」(Ernst 1968:147-148)国土整備と中心地構想の存在理由は、経済的最大効率化よりも、むしろ上の意味での憲法的価値が重要だと彼は主張するのである。このように、国民経済的効率性のみならず、供給を受ける個人の側から出発する正当化が可能な点にこそ、中心地構想の強みがあった。「選ばれた諸点にインフラ施設を集中することへの経済的要請と、国民全体に、最低限度の同一サービスを過大にならない距離において保障するという社会国家的要求とは、中心地の計画モデルにおいて共通の理論的解答を見いだしたのである」という分析(Wahl 1978:15)には説得力がある。

(c) 「現存在配慮」との関連

個人への供給の保障を強調する「人格の自由な発展」論には、フォルストホフの「現存在配慮」との類似を見てとることができよう。そもそも中心地論自体、供給に焦点を合わせている点、全域的な供給実現を重視している点で、彼の議論と通ずるものがあった。これも先に引いたイズバリイの場合、「現存在」という用語の利用も含め、さらに顕著な相似が見られる。彼は、今日の社会の基本的特徴は、現存在にとってのさまざまな機能が、さまざまな立地点に扇状に広がっていることだとし、そのような社会を「機能社会」と名付ける。そのような社会では、現存在の居住構造が集中度を強める（中心地理論の帰結）一方で、その活動は空間的に差異化される。求められる機能に応じ、さまざまな階層の立地点があることになる。「被支配空間」「活動空間」という言葉こそ使っていないが、フォルストホフと基本的に同じ発想の議論である。また、そこから出発して、現存在はその福祉を確保するために、供給に広範に依存することになる点を指摘している点も共通している(Isbary 1971:3-6 初出1964)。

VI むすびにかえて

(a) 1965年以降

本稿ではここまで、1965年の連邦国土整備法制定に至るまでの議論を分析してきた。しかし同法の枠組みによる広域的国土計画は、時代によって変化を受けざるをえないものである。とりあえず見通しのみ示しておくとするれば、1967年の社会民主党の政権参加と「総合制御」の強調が第一の節目になるだろう。この時期、計画法の分野では、「受け入れ計画」—私的イニシアティブと市場メカニズムを基本として受け入れつつ、それに一定の枠をはめていこうとするもの—から積極的に目標を定立する「発展計画」への移行が語られた（原田他 1993:45-46, 65-67, 128-129）。狭域計画についてはあるが、市町村が定めるそのような発展計画は、1976年の連邦建設法の改正により、法律上のものとして位置づけられた。（ただし、同法を発展的に継承した1986年の建設法典では削除）これにより、計画への警戒感に対処する必要性は減少し、一定限度ではあるが計画的誘導を正面から語る事が可能になってくるだろう。

しかしおそらくそれは、計画の実態の変容というよりむしろ、理論的追認だったのではないか。本稿は、国土整備法の中心地構想と、フォルストホフの「現存在配慮」論との親近性を指摘した。それでは当のフォルストホフによる同法の評価はどうか。計画には二種類あると彼は論ずる。第一に、国家が公益上どのような発展が必要とされるかを決定しそれに即して計画を立てる場合、第二に、国家が現代的予測技術によって今後の発展を予測し、それによって発生するであろう要請に対して事前配慮的に計画を立てる場合である。これは、上記の発展計画と受け入れ計画との区別にほぼ対応する分類と言えよう。そして、国土整備法は、その目的規定を見る限り、前者にあたるかと彼は言うのである。な計画についての警戒感を和らげるための上記の粉飾(V(b))は、フォルストホフに共有されてはいない。彼の議論をもう少し追ってみよう。法律の目的規定とは曖昧なものであるから、国土整備法の場合も、誰がそれを解釈し具体化するかを見るまではその性格を決定することはできない。「法律の文言によるならば、国土計画（一般—引用者注）が、産業技術的過程を一定の国家的コントロールの下におくための手段たりうることができるかもしれない。もっとも、（実際に同法が予定する仕組みとしての—引用者注）国土整備計画およびその現実化が、そのようなコントロールへの梃子となるかどうかという見通しは、確かなものではない」（Forsthoff 1971:115-118）というのが結論である。コントロールを離れた技術の発展により人間の生活が支配される、それに対して計画によって立ち向かうというモチーフは、III(c)でみたナチス期の彼の議論の延長線上にあるとあってよいだろう。

第二の節目としては、1989年の連邦国土整備法改正による国土整備手続の法定化（参照、山田 1995:240）が挙げられるだろう。同法改正とそれを受けた各州の法律によって、大規模施設の設置など一定の事業について、国土整備計画の整合性を担保するための手続が制定あるいは改正されることになった。特に、環境影響評価や公衆参加との関係が興味深い。それは国土整備と「国家」との結びつきを動揺させる要素を含んでいるはずであるから。また、国土整備手続の整備は、例えば大規模施設設置手続という観点からみれば、後者が時間的に多段階化されたことを意味する。国土整備計画に関しては、市町村の狭

域計画に対しての広域性・上位性が強調されてきたところである。しかし今後は、狭域—広域という空間的關係に加え、時間的關係からも考察していく必要が生じるであろう。

(b) 若干の展望

本稿は、国土整備法との関連で、「空間」をめぐるナチス期の3人の論者の議論をとりあげた。一般にナチス期と戦後ドイツの法制には断絶と連続の両側面があり、都市法は後者＝「近代資本主義社会の変化に規定され、したがっていわば必然的な産物として生み出され、戦後ドイツに発展的に継承された部分」の代表例だと言われている(原田他 1993:42)。彼らの議論が我々の課題と響き合うものを有しているのは不思議ではない。その陥った危険性も見据えつつ、それらに正面から向き合うことの必要性はそこにある。

例えば今日、各国に普遍的な現象として「『共同の都市空間の物理的基盤としての土地』という新しい土地観念の形成に向かう動き」(原田 1997:27。参照、原田他 1993)が指摘されるが、重要なのはその「共同性」の基層をどこに求めるかという問題である。ヴィアッカーの場合、それが「ドイツ民族の空間総体」という、具体的物理的に表象された空間観念に結びつけられていたことは既に見た。ここからナチス期固有のものとしての「民族」を消去してそれを領域国家の無前提の共同性で置き換えた理解は戦後ドイツの議論にもしばしば見られたところであるが、我々としてはそのような観念にもはや与することはできない。

おそらくまず必要なのは、個々人の現実の生活空間の把握から出発することであろう。例えば今日、都市空間形成への住民(市民一般と区別された)の参加を語るにしても、このような問題意識は不可欠である。フォルストホフによる被支配空間と活動空間の区別は、端初的ながらそのような方向を示すものであったが、この議論は、抽象化された国家を前提としたテクノクラートの計画を弁証する方向に回収されることとなった。そうではなく、さまざまな生活関係が交錯する都市空間という「場」の多元性・多層性(原田 1997:28)を射程におさめうるような理論構成が望まれているのである。「共同性」とは生活上・経済上の利害の多様性と交錯、それらの対立と均衡も含んだ意味でとらえられなければならない。

この点、国家を相対化し、経済活動に由来する空間的まとまりに着目するシュミットの空間秩序論は示唆的なものを含んでいる。彼の議論で自生的な要素と目的的计划的要素が曖昧にされている点は既に見た。しかし、見方によってはそれも、計画法による道具的操縦の限界を踏まえ、かといって単に市場メカニズムに回帰するのでもなく、社会的ネットワークの形成と作動に着目した制御を試みようという近年の理論動向と通じるものがあるとも言える。また、近代的普遍空間を批判し「場所」の意味性と秩序を説く方向は、今日の日本でもっとも先進的なまちづくりの試みの一つにおいても共有されているところである(五十嵐他 1996:132, 254)。対外侵略の正当化への奉仕や反ユダヤ主義などの彼の議論の陥穽を意識した上で、真剣にとらえかえされるべき議論である。

<注>

(1) 本稿では“Raum”には原則として「空間」という訳語を充てるが、必要に応じて「ラウム」をそのまま用いる。但し“Raumordnung”については、広域計画を意味するものとして使われている時は「国土整備」と訳し、その他の場合は「空間秩序」ないし「ラウム秩序」を文脈に応じて充てる。

(2) この定義がややもってまわった感があるのは、法的権原の有無、種類などを問わない定義が試みられているためであろう。ある部屋の居住者の権原が所有権であるか賃借権であるかはここでの議論には関わりない。また、ナチス期に説かれた「所有権概念の変遷」との関連を意識しているとも考えられる。

(3) 「ライヒ」とは「諸領域を統括する上位の統治体」という程度の意味であり、通常神聖ローマ「帝国」と訳されているのは“das Heilige Romische Reich”である。1871年の第二帝政の成立から、第二次大戦の終結まで一ヴァイマル共和国期も含め一ドイツの正式な呼称は“das deutsche Reich”であった。ただしここでシュミットが「ライヒ」に独自の意味を込めていることは本文に示されているとおりである。なおここでは“Reiche”と複数形が使われている)

(4) もっともヒトラー対外政策の「生存圏」論との関係は微妙である。シュミットは「土地に対する『民勢学的』(demographisch)権利」について、「領土的要求の一般的正当化原理」たりうるものではあるが、彼の「国際法的広域原理」とは異なるものだとしている。(Schmitt 1995:275 邦訳 92) 参照、Schmoeckel 1994:91。

(5) ハイデガー空間論との対比について参照、Hofmann 1995:244

(6) 現行法はより明晰である。「定住活動は空間的に集中され、業務能力を有する中心地の体系に整合されなければならない」(2条2項2号)「供給・処理の技術的インフラの国民への基本供給は、全域的に保障されなければならない。社会的インフラは中心地に優先的に集束されねばならない」(4号)

(7) 現行法では同条の「秩序づけ」は「発展、秩序付け、保障」と表現が改められている。

<文献>

五十嵐敬喜/野口和雄/池上修一『美の条例』学芸出版社、1996

大橋洋一『現代行政の行為形式論』弘文堂、1993

原田純孝「都市の発展と法の発展」『現代の法9 都市と法』岩波書店、1997、1-35

原田/広渡/吉田/戒能/渡辺『現代の都市法』東大出版会、1993

藤田宙靖『西ドイツの土地法と日本の土地法』創文社、1988、26-69.

山田洋『大規模施設設置手続の法構造』信山社、1995

和仁陽『教会・公法学・国家一初期カール・シュミットの公法学』東大出版会、1990

Christaller, Walter: Die zentralen Orte in Süddeutschland. Darmstadt, 2. Aufl., 1968 (1. Aufl. 1933) (江沢讓爾訳、大明堂、1970)

Ernst, Werner: Rechtsgestaltung der Raumordnung, BBauBl 1962, S. 160–166

Ernst, Werner: Raumordnung als Aufgabe der planenden Gesetzgebung und Verwaltung, in: Joseph Kaiser (Hrsg.) Planung III, Baden–Baden, 1968, S. 129–173

Forsthoff, Ernst: Führung und Planung, Deutsches Recht 7. Jg. (1937), S. 48–49

Forsthoff, Ernst: Die Verwaltung als Leistungsträger, Stuttgart/Berlin, 1938 (一部 Forsthoff 1959 に再録)

Forsthoff, Ernst: Rechtsfragen der leistenden Verwaltung, Stuttgart, 1959

Forsthoff, Ernst: Der Staat der Industriegesellschaft, München, 1971

Habermas, Jürgen: Strukturwandel der Öffentlichkeit, Frankfurt, 5. Aufl. 1996 (Neuaufgabe 1990, 1. Aufl. 1962) (細谷貞雄訳『公共性の構造転換』未来社, 1973)

Hofmann, Hasso: Legitimität gegen Legalität, Berlin, 3 Aufl., 1995 (1. Aufl., 1964)

Isbary, Gerhard: Raum und Gesellschaft, Hannover, 1971

Kutscher, Hans: Die Enteignung, Stuttgart/Berlin, 1938

Maier/Tödling: Regional- und Stadtökonomik, Wien/New York, 2. Aufl., 1995

Rössler, Mechthild: Die Institutionalisierung einer neuen “Wissenschaft” im Nationalsozialismus: Geographische Zeitschrift Jg. 75 (1987), 177–194

Scheidemann, Dieter: Der Begriff Daseinvorsorge, Göttingen/Zürich, 1991

Schmoeckel, Mathias: Die Großraumtheorie, Berlin, 1994

Schmitt, Carl: Über drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens, Hamburg 1934 (加藤／田中訳『危機の政治理論』ダイヤモンド社, 1973, 243 頁以下所収)

Schmitt, Carl: Völkerrechtliche Großraumordnung mit Interventionsverbot für raumfremde Mächte. Ein Beitrag zum Reichsbegriff im Völkerrecht: 4. Aufl. 1941 (Schmitt, Carl: Staat, Großraum, Nomos, Berlin, 1995 より引用) (岡田泉訳、服部平治他訳『ナチスとシュミット』1976、木鐸社、85 頁以下所収)

Umlauf, J.: Wesen und Organisation der Landesplanung: Essen: R. Bacht: 1958

Wahl, Rainer: Rechtsfragen der Landesplanung und Landesentwicklung (Bd. II), Berlin, 1978

Wieacker, Franz: Bodenrecht, Hamburg, 1938

Wieacker, Franz: Vielfalt und Einheit der deutschen Bodenrechtswissenschaft der Gegenwart, Stuttgart/Berlin, 1942

*本稿は 1997 年度文部省在外研究 (9-若-116) の成果の一部である。